特集1 ダムを巡る問題

治水にも変革が必要だ

(いまもと ひろたけ) 1937 年大阪市生まれ。京都大学工学部土木工学科 卒、同大学院博士課程中退、京都大学防災研究所 長、淀川水系流域委員会委員長などを歴任、京都 大学名誉教授。専門:河川工学・水理学。著書: 水理学の基礎など。

今 本 博 健

はじめに

下の方に、「一九九七)年の河川整備に変革をも域の意見を反映した河川整備の計画制度の導入」境の整備と保全」を法目的に加えるとともに「地境の整備と保全」を法目的に加えるとともに「地東の東成九(一九九七)年の河川法改正は、「河川環

なく、ほとんどそのまま「案」にされており、法備計画「原案」が、地域の意見が反映されることいるものの、多くは河川管理者が作成した河川整域の意見の反映についても、有識者による流域委域の意見の反映についても、有識者による流域委がか中心であり、河川環境については単なる配慮水が中心であり、河川環境については単なる配慮しかし、河川整備の中心は依然として治水と利しかし、河川整備の中心は依然として治水と利

伴う弊害である。

第一は「一定限度の洪水を対象とする」ことに

新

原則として採用すべきでない。 これからの治水では、対象洪水に捉われず、 あってもダムのように環境を破壊する対策は ようにすべきである。 る大洪水に対しても壊滅的な被害を回避する によって総合的な治水力を向上させ、 河川での対策と流域での対策を併用すること 環境に重大な影響を及ぼしている。このため、 けでなく、対策が大規模化することによって 過洪水に対して壊滅的被害を回避できないだ 設定してそれに応じた対策を行う方式は、 するのを基本方針としているが、 まの治水は基本高水を河道とダムに配 たとえ治水のためで 対象洪水を いかな

とくに、これまでの治水の趣旨が活かされていない

害の軽減をはかる総合的な「治水力」の向上を図 域全体で受け止めるようにする以外に道はない。 に重大な影響を及ぼさない対策を用いて洪水を流 われようと壊滅的被害を回避できるように、環境 たる事実を率直に受け止め、いかなる大洪水に襲 と水害を完全になくすことはできないという厳然 の使命を果たせない。われわれはどう努力しよう ある。一定限度の洪水を対象にしていたのではこ 洪水」に対しても住民の生命と財産を守ることで を回避し得ず、環境破壊までもたらしている。 硬直化し、対象を超える洪水に対して壊滅的被害 に封じ込めようとしてきたが、このことが治水を 対象とし、水害の発生を防止するため洪水を河川 全度を高めるのではなく、 どうすればいいか。 とくに、これまでの治水は、 いま必要なのは、 いたずらに見せかけの治水安 治水の使命は「いかなる大 流域が一体となって被 一定限度の洪水を

これまでの治水

題がある。 のである。しかし、この方式には二つの大きな問わち、「洪水を河川に封じ込める」ようとしてきたかまを発生させないことを目標としてきた。すないまでの治水は、一定限度の洪水を対象に、

がつねにある。一定限度の洪水を対象としていたにしようと、それを超える洪水が発生する可能性洪水は自然現象であり、どのような洪水を対象

しかも壊滅的な被害になる恐れが大きい。のでは、それを超える洪水があれば水害が発生し、

ないのである。 といって、いつ壊滅的な被害が発生するかわから を洪水には調節機能を低下・消失する。いくら治 る洪水では破堤する恐れがあり、ダムも計画を超え 洪水では破堤する恐れがあり、ダムも計画を超え

に伴う二つの弊害である。 第二は、「対象洪水に応じて対策を決める」こと

することになる。対策がおろそかになり、結果として被害を激甚化り、封じ込められない場合すなわち溢れた場合のことによるもので、そのことを最優先とするあまるの一つは、洪水を河川に封じ込めようとする

なる。 なる。これが、対策が完了するまでの長期間に くなる。これが、対策が完了するまでの長期間に や工費が増えるだけでなく、環境への影響も大き となるもので、対策の規模が大きくなると、工期 もう一つは、対象洪水を大きくした場合に顕著

対策を講じようとしている。その推進方策について」の答申を受けて、各種のや昭和六二(一九八七)年の「超過洪水対策及び七)年の「総合的な治水対策の推進方策について」整備審議会河川分科会)による昭和五二(一九七整備審議会河川分科会)による昭和五二(一九七を指審議会河川労科会)による昭和五二(一九七を指を講に手を携いる。河川審議会(現・社会資本でいたわけではない。河川審議会(現・社会資本でいたわけではない。河川審議会(現・社会資本では、

め連続堤としての完成の目途はまったく立っていとしているが、莫大な経費と長い時間を要するた堤防を実施し、越水に対しても破堤を回避しよう例えば、超過洪水対策として幅を大きく高規格

は破堤は避けられない。
ない。また、最近ようやく実施されるようになっない。また、最近ようやく実施されるようになった場所補強でも、外力として流れによる洗掘や堤ない。また、最近ようやく実施されるようになっ

うとせず、顕著な効果は挙げられていない。などが取り上げられているが、積極的に実施しよ流の制御、警戒避難体制の強化、被害者救済制度築方式の設定のほか、二線堤や輪中堤による氾濫また、溢れた場合の対策として、土地利用や建

り、無視しているに等しい。保全」が加えられたが、実態は配慮の対象に留まの河川法改正により法目的に「河川環境の整備と一方、環境については、平成九(一九九七)年

これがいまの治水の実態である。環境破壊だけが確実に進行する。れ、壊滅的被害が発生する可能性を残したまま、れ、壊滅的被害が発生する可能性を残したまま、本計画時代の河川整備が厳然としていまも踏襲さかくして、治水と利水を中心とした工事実施基

一 これからの治水

を流域全体で受け止めるのである。環境に重大な影響を及ぼさない対策によって洪水ればならない。すなわち、溢れることを前提とし、に、環境に重大な影響を及ぼさないようにしなけ壊滅的な被害を回避することを目標とするととも

4る。 これまでの治水との違いはつぎの二点に集約さ

一つは「対象洪水」に関わることである。

の違いがでてくる。水をも対象にするのである。このことによりつぎが、これからは対象洪水を限定せず、いかなる洪が、これまでは一定限度の洪水を対象にしていた

る。

は対じ込められる洪水の大きさが決まることになるかが出発点となり、選択された施策により河川をが、これからはどのような施策が実施可能であたが、これからはどのような施策が実施可能であますは「施策の選択の仕方」である。これまでまずは「施策の選択の仕方」である。

のが堤防の信頼性である。以下で評価される。この評価を意味あるものにする以下で評価してきたが、これからは溢れるかどうまでは封じ込めることのできる洪水を計画高水位までは対し込めることのできる洪水を計画高水位

重要課題である。 土砂を盛り上げただけの現在の河川堤防はきわ 生のであり、越水ばかりでなく洗掘や浸透に が、満水状態あるいは越水が生じようと破堤しな が、満水状態あるいは越水が生じようと破堤しな はっても容易に破堤される。最近になってようや はのでなり、越水ばかりでなく洗掘や浸透に がであり、越水ばかりでなく洗掘や浸透に

そうとしていることである。これが「洪水を流域たけ軽減しようとするのはこれまでと共通している。異なるのは、これまでは溢れることに対していいの。異なるのは、これまでは溢れることであり、高」と具体的な対策を曖昧にしていることであり、されからは堤防の一部を不連続とした霞堤や堤高を低くした野越により洪水を流域に積極的に逃がを低くした野越により洪水を流域に積極的に逃がを低くした野越により洪水を流域というと大洪水があれば溢れるのであり、溢れた場合の被害をできるれば溢れるのであり、溢れた場合の被害をできるまた、われわれがどう努力しようと大洪水があまた、われわれがどう努力しようと大洪水があ

る。 ・もう一つの大きな違いが「環境への対応」であ全体で受け止める」の真意である。

ていない。

さようになったものの、実態はこれまでと変わっれたことにより、三本柱の一つとして取り扱われきた。河川法の改正により環境が法目的に追加さり、環境は配慮の対象に過ぎず、実質無視されてり、環境は配慮の対象に過ぎず、実質無視されて

環境破壊を伴う対策は採用すべきでない。というでは、環境破壊を出き、人類の生存をもいっているの治水であり、治水の観点からしてもいってのでは、環境破壊による被害は「緩慢な水害」とすれば、環境破壊による被害を「急速な水療がことは社会の崩壊を招き、人類の生存をも壊することは社会の崩壊を招き、人類の生存をも壊りは社会を成立させる基盤であり、それを破

限り、新たなダムは建設すべきではない。理段階では環境への影響を的確に評価するのは、生物の生息環境を悪化させるとともに土砂移は、生物の生息環境を悪化させるとともに土砂移は、生物の生息環境を悪化させるとともに土砂移いようにする必要がある。例えば、ダムについて動の連続性を遮断することから、ダムに堆積した動の連続性を遮断することから、ダムについて動の連続性を遮断することから、ダムに増したいての検討が行われているが、抜本的な解決には大な影響を及ぼす恐れのある施策はとりあえず採用しな関段階では環境への影響を的確に評価するのは現段階では環境への影響を的確に評価するのは

おわりに

四

だけに、これからの治水が軽微な被害を容認するみとはいえ、水害の発生を防止しようとしてきたこれまでの治水が、一定限度の洪水に対しての

くとも被害の増大を抑制できる。
は誤解であり、水害を完全に防止することはできかいという厳然たる事実を前提として、せめて人ないという厳然たる事実を前提として、せめて人ないという厳然かな被害は避けられないが、そうをしようと壊滅的な被害は避けられないが、そうとしたことも想定した対策をすることに防止することはできいかのように受け取られる恐れがある。しかしそれかのように受け取られる恐れがある。しかしそれかのように受け取られる恐れがある。しかしそれ

いまこそ治水への「変革」が必要である。水力」では新たな方式が圧倒的に優位であることはいえず、同等あるいはそれ以上になることも水安全度は従来方式に比べて必ずしも小さくなるかることのできる洪水の大きさで評価している。新たな方式を対象洪水の大きさで評価している。新たな方式をはいえず、同等あるいはそれ以上になることもかる。溢れた場合の被害の抑制性を考慮した「治める。溢れた場合の被害の抑制性を考慮した「治めることのできる洪水の大きさで評価している。新たな方式を対象洪水(基本高水)を河道といまの治水は、対象洪水(基本高水)を河道といまの治水は、対象洪水(基本高水)を河道と